

答 申

1 審査会の結論

埼玉県警察本部長（以下「実施機関」という。）が「起案用紙（平成〇〇年〇月〇〇日
起案「公文書不開示決定（案）について）」（以下「本件対象保有個人情報」という。）
について平成26年10月21日付けで行った部分開示決定は、妥当である。

2 審査請求等の経緯

（1）処分の経緯

審査請求人は、埼玉県個人情報保護条例（平成16年埼玉県条例第65号。以下「個人
情報保護条例」という。）第15条第1項の規定に基づき、実施機関に対し平成26
年10月7日付けで、「私が平成〇〇年〇月〇〇日付けで請求した公文書開示請求No.〇
〇〇に係る起案文書」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

これに対し実施機関は、個人情報保護条例第21条第1項の規定に基づき平成26
年10月21日付けで本件対象保有個人情報について部分開示決定（以下「本件処分」
という。）を行い、審査請求人に通知し開示を行った。

（2）審査請求の経緯

審査請求人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づき、実施機関
の上級行政庁である埼玉県公安委員会（以下「諮問庁」という。）に対し、平成26年
11月4日付けで本件処分の不開示部分の開示を求める旨の審査請求（以下「本件審
査請求」という。）を行った。

（3）審査の経緯

ア 当審査会は、本件審査請求について平成26年12月24日、諮問庁から個人情
報保護条例第41条の規定に基づく諮問を受けた。

イ 当審査会は、本件審査請求について平成26年12月24日、諮問庁から理由説
明書の提出を受けた。

ウ 当審査会は、本件審査請求について平成27年1月20日、審査請求人から意見

書の提出を受けた。

エ 当審査会は、本件審査請求について平成27年1月29日、審査請求人の口頭意見陳述を聴取した。

3 審査請求人の主張の要旨

(省略)

4 諮問庁の主張の要旨

警部補相当職以下の職員及び警部補以下の職員の氏名等は、埼玉県職員録においても、また、新聞の人事異動情報でも公表されておらず、慣行として開示請求者が知ることができる情報とはいえないことから、個人情報保護条例第17条第3号に規定する不開示情報に該当し、また、その職務の特殊性から氏名を開示することにより当該職員及びその家族の生命、身体、財産等の保護に支障を及ぼすおそれがあるなど、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報であることから、個人情報保護条例第17条第5号に該当するものと認められる。

警部補相当職以下の職員及び警部補以下の職員の印影についても氏名と同様に解されるものである。

上記のとおり、実施機関の判断に不自然、不合理な点は認められないことから、本件処分は妥当なものである。

5 審査会の判断

(1) 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、審査請求人が情報公開条例第7条の規定に基づき平成26年7月29日に行った公文書開示請求に対して、実施機関が情報公開条例第14条第2項に基づく公文書不開示決定通知書を交付するに当たって作成した起案文書である。

審査請求人は、本件処分の不開示部分は個人情報保護条例第17条第3号及び第5号には該当しないと主張しているため、当審査会では本件対象保有個人情報を見分した上で、不開示部分の不開示情報該当性について以下検討する。

(2) 警部補相当職以下の職員及び警部補以下の職員の氏名及び印影について

ア 個人情報保護条例第17条第3号該当性について

個人情報保護条例第17条第3号は、「開示請求者（中略）以外の個人に関する情報（中略）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの」を不開示情報として規定し、ただし書イ、ロ又はハに該当する情報は不開示情報から除くものとしている。このうち、ただし書ハでは、「当該個人が公務員等（中略）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」は開示するとしているが、当該公務員等の氏名については開示することとしない。

これは、公務員等の職及び職務の遂行に関する情報のうち当該公務員等の氏名については、開示した場合、公務員等の私生活等に影響を及ぼすおそれがあり得ることから、私人の場合と同様に個人情報として保護に値すると位置付けたものと解される。

よって、これら職務の遂行に係る情報の中に当該公務員等の氏名が含まれる場合は、同号ただし書イ「法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」に該当するときに限り開示することとなる。このうち、「慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている」場合とは、実施機関により氏名を公表する慣行がある場合や、実施機関により作成され、又は実施機関が公にする意思をもってあるいは公にされることを前提に提供した情報を基に作成され、現に一般に販売されている職員録に氏名が掲載されている場合が該当すると考えられる。

警部補相当職以下の職員及び警部補以下の職員の氏名等は、埼玉県職員録においても、また、新聞の人事異動情報等でも公表されていない。そのため、これらの情報は、慣行として開示請求者が知ることができ、知ることが予定されている情報ともいえないことから、同号ただし書イには該当しない。また、当該不開示情報が、同号ただし書ロに該当する特段の事情も認められない。

したがって、警部補相当職以下の職員及び警部補以下の職員の氏名及び印影は、個人情報保護条例第17条第3号に規定する不開示情報に該当する。

イ 個人情報保護条例第17条第5号該当性について

個人情報保護条例第17条第5号は、「開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」を不開示情報として規定している。

ところで、上記アで述べたとおり、警部補相当職以下の職員及び警部補以下の職員の氏名等は慣行として公にされていない。このことは、警部補相当職以下の職員及び警部補以下の職員の職務の特殊性から、氏名等を公にすることによって、当該職員及び家族等が攻撃や懐柔の対象とされるおそれがあり、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるという危惧を含めて判断されていると考えられる。

したがって、諮問庁が主張する個人情報保護条例第17条第5号の該当性は、同条第3号の該当性に内包されていると解される。

(3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、実施機関が本件対象保有個人情報に不開示部分があることを理由として法的根拠もなく原本の閲覧を阻んでいると主張する。しかし、個人情報保護条例第25条第2項は、「閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、実施機関は、(中略)その他正当な理由があるときは、(中略)その写しにより、これを行うことができる。」と規定しており、不開示部分のある本件対象保有個人情報を開示するためその写しの一部を黒塗りしたものを閲覧に供することは、適法な取扱いである。

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(4) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

大森三起子、高佐智美、田村泰俊

審査会の経過

年 月 日	内 容
平成26年12月24日	諮問を受ける（諮問第135号）
平成26年12月24日	諮問庁から理由説明書を受理
平成27年 1月20日	審査請求人から意見書を受理
平成27年 1月29日	審査請求人による意見陳述及び審議
平成27年 2月23日	審議
平成27年 3月27日	答申